【企業】

**とっとりインターンシップおよびワンデー仕事研究　受入要領**

１.申込について

鳥取県中小企業団体中央会（以下、「中央会」）が運営する、「とっとりインターンシップｗｅｂエントリーシステム」にて登録してください。

注※「とっとりインターンシップｗｅｂエントリーシステム」は、ホームページ

https://www.tottori-internship.net　(“とっとりインターンシップ”で検索)より登録していただくことができます。

注※登録の際、外国人留学生の受入可否をご記入ください。受入条件がある場合、明記してください。

２．登録方法について

　　登録はホームページのトップページ右上『企業・法人の方はこちら』を押下して企業様向けページに進んでください。画面切り替え後、右上にある『法人新規登録』か画面中央部の『新規登録はこちら』を開き、企業新規登録フォームより新規登録を行い、ＩＤ及びパスワードを設定後ログインして、企業情報を入力してください。企業情報入力後、確認するを押下して、企業が守るべき注意事項を確認してください。確認が完了したら、右上にある『実習を新規作成』を押下して、登録画面に実習プログラムを入力してください。

　　「登録時の諸注意」

　　■ＩＤ及びパスワードの使用・管理について

1. 企業・事業所へのアクセスに必要なＩＤ及びパスワードは企業・事業所にて任意に設定とします。
2. ＩＤ及びパスワードは、申し出の無い限り継続するものとします。
3. ＩＤ及びパスワードは、企業・事業所が自らの責任で使用・管理するものとし、第三者への譲渡、貸与、名義変更、売買又は担保設定等の行為を禁止するものとします。
4. 盗難、その他の事情によって第三者がＩＤ又はパスワードを不正使用した場合など、企業・事業所の管理が不適切であることによって生じた損害は、全て登録企業・事業所が負担するものとします。

　　■情報の登録管理及び修正

1. 企業・事業所が記入した自らの会社概要やインターンシップ情報は、登録後中央会にて承認し管理されます。
2. 登録内容は、企業登録票として公開されます。
3. 登録は、企業・事業所にて半年毎に見直し、更新をしていただきます。（見直しについては中央会から連絡させていただきます。）
4. 期間途中に企業・事業所が登録情報を追加、変更するときは、中央会の事前の承認が必要となります。
5. 登録情報の追加・変更・取り消しは中央会へ申し出てください。
6. 登録の取り消し時は、ｗｅｂシステムよりすべて削除します。

　　■企業が守るべき注意事項　の確認

1. 新規受入登録時と毎年、新年度の初回登録時には、企業が守るべき注意事項を確認してください。

３.受入可否について

対象学生からのエントリシートを基にマッチングし中央会より連絡いたします。対象学生が希望する内容、希望時期等を確認いただき、企業状況等も踏まえたうえでご検討ください。

４.受入決定について

　　エントリシートの内容を確認していただき、受入可否についてご連絡ください。受け入れ可能な場合は、受入先企業より実施計画書を作成していただき、中央会への提出をお願いします。

５.諸経費について

受入先企業の負担を軽減するため、下記経費を中央会で負担します。

傷害保険料及び賠償責任保険料

・インターンシップ中（自宅又は宿泊先と受入先企業との移動時を含む。）の傷害、事故等に備えて、傷害保険及びに賠償責任保険に加入します。企業の方のご負担を軽減するため万全の内容となっております。

６. インターンシップの実施について

　(1)「実習前」の書類について

インターンシップの円滑な実施を図るため、必要に応じて、受入先企業と所属学校等との間で「覚書」を交わす場合があります。また、参加学生から「誓約書」の提出があります。

　(2)「実習中」の書類について

　　インターンシップ実習中、「実習日誌」を提出させていただきますので、ご担当者からのアドバイスをお願いします。「実習日誌」は実習当日に学生が持参し、受入先企業にお渡ししますので、学生への指示をお願いします。

　(3)「実習後」の書類について

　　「実習フィードバックシート」「事後アンケート」の記入をお願いしています。ご協力お願いします。

(4)「実習前」「実習後」の研究会について

　　「とっとりインターンシップ」では、受け入れた学生の“育成”が企業のメリットにつながるインターンシップの定着・普及を目指して実習前と実習後に研究会を実施します。また、研究会を通じて、これまで鳥取県内のインターンシップにみられなかった受入企業間のネットワークを確立していきます。研究会への参加は任意ですが、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

　（5）新型コロナウィルス感染症拡大防止措置を踏まえた実習実施制限について

新型コロナウィルス感染症拡大防止措置を踏まえ、実習実施に制限が設けられる場合があります。制限の内容については、「新型コロナウィルス感染症拡大防止措置を踏まえたとっとりインターンシップ実施ガイドライン」の最新版をご確認ください。

７.問い合わせ先、書類等の提出先

ご不明な点などございましたら、こちらまでご連絡ください。

　　　　〒680-0845　鳥取県鳥取市富安１丁目９６番地

　　　　鳥取県中小企業団体中央会　とっとりインターンシップ推進事業

連絡先：コーディネーター

TEL ：0857-26-6671

　　 URL :https://www.tottori-internship.net　(“とっとりインターンシップ”で検索)

　　　　　 e-mail :miryoku@chuokai-tottori.or.jp（代表）